

地域力を生かした大田区まちづくり条例第3章「建築物等に係る開発調整」

地域力を生かした大田区まちづくり条例・大田区開発指導要綱 改正のご案内(令和4年4月1日施行)

「地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則(以下「規則」という。)」の主な改正内容

自動車駐車場等の設置基準(規則別表第5の備考)

自転車駐車場に関する別表第5の取扱いについては「大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則」の第19条及び第20条を参照し、これに倣っています。この取扱い方針を明記する条文を備考(4)に新設しました。

お問合せ先:建築審査課 建築指導担当 03-5744-1334

その他、条文及び文言の整理をしました。

「大田区開発指導要綱(以下「要綱」という。)」の主な改正内容

開発事業者の責務(要綱第3条第3項～第6項)

工事完了届を提出済みの土地又は建築物における維持管理、協定内容の変更及び譲渡等に関する条文を追加しました。

第3項 ※維持管理に関する条文

まちづくり条例又はこの要綱に基づき協定を締結し、工事完了届を提出済みの開発事業者は、当該協定の内容に基づき開発した土地又は建設した建築物等をその目的に適合するよう維持管理するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 協定内容に別の定めがある場合 (2) 次項に基づき協定内容を変更した場合

第4項 ※協定内容の変更に関する条文

まちづくり条例又はこの要綱に基づき協定を締結し、工事完了届を提出済みの開発事業者は、当該協定の内容を変更しようとする場合、その内容について区長と事前に協議を行うよう努めるものとする。この場合において、変更は当該協定当時のまちづくり条例又はこの要綱で認められる範囲内とする。

第5項 ※譲渡に関する条文

前2項の規定は、まちづくり条例又はこの要綱に基づき協定を締結し、工事完了届を提出済みの開発事業者が当該協定の内容に基づき開発した土地又は建設した建築物等を相続人又は第三者に譲渡する場合について準用する。

第6項 ※開発事業者が国等の場合の読み替えに関する条文

前3項の規定は、国若しくは地方公共団体又は公共の団体が行った開発事業については、同項中「協定を締結」又は「協定」とあるのは「合意」と読み替えるものとする。

お問合せ先:建築審査課 建築指導担当 03-5744-1334

その他、条文及び文言の整理をしました。

「大田区開発指導要綱施行細則(以下「細則」という。)」の主な改正内容

雨水流出抑制対策(細則第6条第3項～第5項)

「雨水流出抑制施設技術指針」の改正に伴い、参照先を変更しました。また、事前協議時、変更及び工事完了時に必要な書類の参照先を「雨水流出抑制施設技術指針」から「雨水流出抑制施設の設置に関する協議の手引き」に変更しました。

お問合せ先：道路課 占用担当 03-5744-1725

届出様式

要綱第3条第4項の条文新設に伴い、細則に第3号様式(協定(合意)内容変更協議書)を新設しました。

お問合せ先：建築審査課 建築指導担当 03-5744-1334

その他、条文及び文言の整理をしました。

(改正後の条文、様式については HP より閲覧・ダウンロードすることができます)

大田区トップページ→生活情報→住まい・まちなみ・環境→まちづくり→地域力を生かした大田区まちづくり条例→宅地開発や共同住宅等の開発事業をご計画の方へ